



愛西

VOL. 78

令和8年4月15日

みどり ネット あいせい
水土里ネット愛西
(愛西土地改良区)

稲枝地域の自然豊かな農地(愛西揚水機場屋上から撮影)

令和8年度 揚水機場送水開始
電気代が増加傾向です
節電のため節水の取組み強化をお願いいたします

〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地 TEL 0749-43-2261 (代) FAX 0749-43-2079
E-mail / aisei@midorinet-aisei.jp URL / http://midorinet-aisei.jp

発刊にあたって



理事長
田 附 孫 之

花の盛りもいつしか過ぎて、葉桜の季節を迎え、いよいよ田植えの準備へと忙しい時期となってまいりました。組合員、准組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、4年間にわたり愛西土地改良区のためご尽力いただきました黒澤茂樹理事長が今回の改選に伴い理事長の職をご退任され、このたび4月1日の理事会において、はからずも不肖私をご推挙をいただき、浅学非才未熟の身も顧みず前理事長の後任として、理事長に就任させていただきました。

愛西土地改良区は昭和32年に設立され、排水改良事業をはじめとする各種農業基盤整備事業に取り組まれ、その美田にて脈々と農業が今も受け継がれております。しかしながら、施設の老朽化に伴い維持管理に費やす労力も増し、多くの地域から施設更新事業の要望を受けております。これらの事業が早期に着手できるよう関係団体とともに国・県・市に対し強く要望活動を進めてまいります。そして、先人が築いてこられたこの素晴らしい農地を次の世代にも営まれるよう引き継いでいくことが重要な使命であります。

また、地域の多様化するニーズに対応し土地改良区の運営を適切に継続していくことが求められ、今期より員外女性理事3名に就任いただきました。

結びになりますが、役職員が一丸となり、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に努力して参ります。皆様のご指導、ご鞭撻とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



前理事長
黒 澤 茂 樹

暖かな日差しに、春の気配を感じる頃となりました。組合員の皆様には、春本番の時期を迎え何かとお忙しい日々をお過ごしのことと存じます。平素は、愛西土地改良区の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和4年の役員改選で西川前理事長のご退任のあとを受け継がせていただき、理事長として4年間の任期を務めさせていただきました。在任中大過なくその任を果たせましたのも皆様のご理解とご協力の賜物と存じ、心から感謝と御礼を申し上げます。

愛西土地改良区は、約1,500ヘクタールの農地に安定した農業用水を供給するという大切な役割を担っており、用水路や排水路、揚水機場、井堰などの施設は、日々の農業を支える欠かすことのできない基盤です。しかしながら、これらの施設の多くは老朽化が進み、計画的な補修や更新、維持管理の充実が重要な課題となっており、地域の実情に応じた対応を進めていくことがますます必要となってまいります。

この度、私の公務等の都合もあり、今期の改選で理事長の職を退任し、一理事として就任することといたしました。立場は変わりますが、今後もより良い地域農業の実現に向けて愛西土地改良区の事業運営に協力して参りたいと考えております。組合員の皆様の更なるご指導とご鞭撻をお願いするとともに、皆様のますますのご健勝とご発展をご祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

第69回通常総代会開催

令和8年3月17日(火)愛西土地改良区本館会議室におきまして、第69回通常総代会が開催されました。湖東農業農村振興事務所 所長 吉永富彦様、彦根市産業部 次長 橋本邦彦様、滋賀県土地改良事業団体連合会専務理事 伊藤哲生様のご臨席をいただき、議長に川村明氏(第2選挙区・薩摩町)が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は次の通りです。



総代会の様子



川村 明氏(薩摩町)

〈令和7年度関係〉

- ・専決処分(事業計画変更、一般会計第2回補正収支予算、長期借入金の借入変更)の承認、事業計画変更、一般会計第3回補正収支予算、監査報告

〈令和8年度関係〉

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、長期借入金、一時借入金、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法、役員を選任

以上 書面による議決も含め、全て原案どおり議決されました。

令和7年度一般会計第3回補正収支予算

(単位：千円)

収 入				支 出					
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
土地改良事業収入	122,240	119,053	△3,187	転用決済金	土地改良事業費支出	148,754	135,068	△13,686	事業計画変更
附帯事業収入	3,735	3,735	0		附帯事業費支出	500	500	0	
基本財産運用収入	20	20	0		一般管理費支出	40,025	38,465	△1,560	
特定資産運用収入	2,980	2,980	0		土地改良事業負担金支出	73,150	73,150	0	
補助金等収入	45,242	39,897	△5,345	事業計画変更	支払利息	1,240	1,240	0	
交付金収入	16,400	16,400	0		固定資産取得支出	900	900	0	
雑収入	10,265	10,874	609	拠出金返還	基本財産積立支出	20	20	0	
借入金収入	73,150	73,150	0		特定資産積立支出	38,050	37,773	△277	
基本財産取崩収入	10	10	0		雑支出	20	20	0	
特定資産取崩収入	19,710	12,110	△7,600	電気料金確定、事業計画変更	繰越金支出	10,000	10,000	0	
固定資産売却収入	100	100	0		予備費	10,000	10,000	0	
他会計繰入金	3,140	3,140	0						
繰越金	25,667	25,667	0						
収入合計	322,659	307,136	△15,523		支出合計	322,659	307,136	△15,523	

令和8年度収支予算

一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	予算額	科目(款)	予算額
土地改良事業収入	113,653	土地改良事業費支出	154,120
附帯事業収入	3,700	附帯事業費支出	500
基本財産運用収入	252	一般管理費支出	40,869
特定資産運用収入	4,410	土地改良事業負担金支出	47,500
補助金等収入	67,046	支払利息	2,880
交付金収入	2,000	固定資産取得支出	2,600
雑収入	6,970	基本財産積立支出	252
借入金収入	47,500	特定資産積立支出	28,390
基本財産取崩収入	10	雑支出	20
特定資産取崩収入	28,370	繰越金支出	10,000
固定資産売却収入	100	予備費	10,000
他会計繰入金	3,120		
繰越金	20,000		
収入合計	297,131	支出合計	297,131

発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	予算額	科目(款)	予算額
発電事業収入	5,500	発電事業費	2,800
特定資産運用収入	90	特定資産積立支出	2,000
雑収入	1,020	他会計繰出額	3,120
特定資産取崩収入	1,310	繰越金支出	1,000
繰越金	2,000	予備費	1,000
収入合計	9,920	支出合計	9,920

監査結果報告



令和8年2月6日に、令和7年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

令和8年3月17日
総括監事 安居 勉

令和8年度事業計画

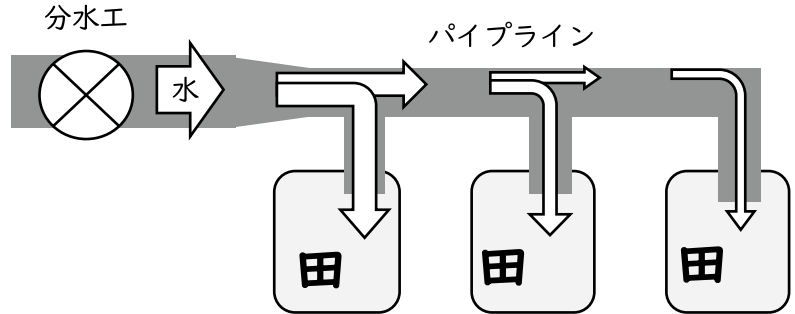
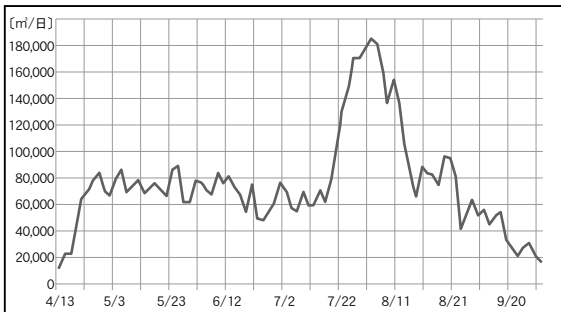
事業名	事業内容
県営経営体育成基盤整備事業(一般型) 南三ツ谷地区	排水路工、暗渠排水工
県営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型) 愛西西地区	排水路工、測量業務
農業水利施設保全合理化事業	愛西地区 愛西揚水機場事業計画策定
農地耕作条件改善事業	区画拡大工、暗渠排水工
大区画化等加速化支援事業	区画拡大工、暗渠排水工
水利施設管理強化事業	愛西地区 強化支援
土地改良区機能強化支援事業	愛西地域 水土里ビジョン策定
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動
農業水路等長寿命化事業	排水路整備工、用水路整備工

●耕作者間で取水時間の分散をお願いします

今年度の愛西揚水機場の送水は4月20日から9月30日まで行います。

下図①のとおり、取水は7月下旬～8月上旬にピークとなっており、取水が集中する時間帯に同一分水工エリア内で一斉取水されると、下図②のように水圧の低下による用水不足が発生します。送水管に送れる水量には限りがあり、分水工から近くの田は比較的水が入りやすいですが、離れるにつれて、水量が低下します。公平性の観点からも入り次第水を止めて、奥の田へ水が入るよう、耕作者間で取水時間の分散を図り、用水不足解消にご協力をお願いします。運転計画表の裏面記載の分水工毎の送水エリアマップをご確認ください。

図① 直近5年の日送水量平均



図② 一部地域での水不足発生時の模式図

令和7年は降雨が少なく、用水需要が多かったことから使用電力量は前年比で122%でした。電気料金は前年比で117%、約427万円の増加となり、総額2,919万円となりました。本年も温暖化の影響により、天候が極端になることが想定され、さらなる電気料金の増額が考えられますので、適切な水管理が必要となります。

賦課金の増額とならない様、耕作者一人ひとり、より一層の水管理強化への取り組みをお願いいたします。

◎愛西揚水送水情報のLINE配信について

愛西揚水機場の送水計画の変更や送水中断のお知らせはLINEで配信します。

愛西揚水送水情報
LINE 公式アカウント
@486jblko



◎末端用水施設について(地域や受益者管理施設)

経年劣化は進んでいきますので、トラブル発生時にすぐに対応できるように積立をお願いします。

新総代の紹介

次の方々が新しい総代として2月1日より就任されました。

ご苦労様ですが、組合員の代表としてよろしくお願いいたします。(任期4年)
(敬称略)

第1選挙区

藤野孝男	三津町	竹田孝一	稲部町	川村利昭	稲里町
久木久春	海瀬町	成宮一郎	肥田町	林沼敏弘	稲里町
北川喜弘	金沢町	瀧仁司	野良田町	松原泰夫	服部町
川崎栄一	金沢町	堀一彦	彦富町	奥野直樹	服部町
藤堂正一	金沢町	荻野正明	金田町	本田直憲	愛荘町
小林隆	稲枝町	奥居善則	稲里町	若林浩	愛荘町
上村恵	稲枝町	大西和弥	稲里町	竹内公夫	豊郷町
上林豊	稲部町				

第2選挙区

中川俊治	下岡部町	(株)稲村農場 代表 川村明	薩摩町	山本藤夫	上西川町
吉田悟	石寺町	柴谷修	柳川町	大西茂登和	上岡部町
上田薫	石寺町	神崎建治	甲崎町	小林佳祐	田原町
西川智士	石寺町	西川昌裕	下西川町	大木智之	出路町
西澤一敏	薩摩町				

第3選挙区

高木富三	上稲葉町	河合文浩	普光寺町	西田拓夫	田附町
黒澤次朗	下稲葉町	寺田義郎	普光寺町	柴田明宏	田附町
清水芳朗	本庄町	佐々木政男	南三ツ谷町	野田一亮	新海町
田口美則	本庄町	上林孝夫	南三ツ谷町	(株)Y'sプロダクション 代表 安居誠	新海町
富江文弘	本庄町				

総代研修会

総代就任にあたり、令和8年2月20日(金)、愛西土地改良区本館会議室において総代就任研修会を開催しました。講師として滋賀県土地改良事業団体連合会 業務課 技術参事 小森信明 氏にお越しいただき、土地改良区の組織と総代の役割について詳細にわたり研修をしていただきました。総代の皆さんは、今後の土地改良区のあり方や4年間にわたる総代としての役割について始終熱心に研修を受けられました。



新役員の紹介

次の方々が新しい理事・監事として4月1日より就任されました。(任期4年)
(敬称略)

理事

理事長	田附孫之	南三ツ谷町
会計担当理事	高崎勝	出路町
	上林正義	稲部町
	瀧傳男	野良田町
	増田力男	稲枝町
	藤田茂彦	富町
	門脇安孝	稲里町
	杉本幸雄	愛荘町
	中川嘉和	下岡部町
	田邊好彦	石寺町
	田付勇司	柳川町
	黒澤茂樹	下稲葉町
	田口友朗	本庄町
	熊木治	田附町
	田邊美枝	(員外)
	西川末美	(員外)
	田口いづみ	(員外)

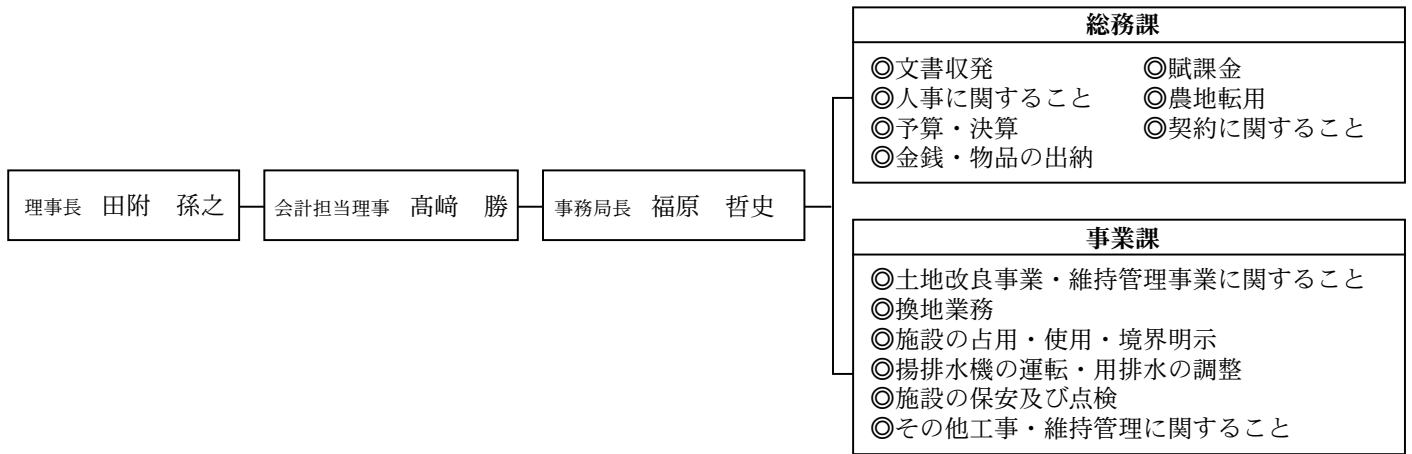
監事

総括監事	辻克茂	三津町
	月田晴男	薩摩町
	福沢弘	新海町
	水上二己夫	(員外)



愛西土地改良区事務局機構図

令和8年4月1日現在



事務局からのお願い

土地改良区への届出について

次のようなときは、手続きが必要ですので土地改良区にお問合せください。
 必要書類をご案内いたします。(ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。) 地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

- ★所有者に変更(相続、贈与、売買等)があったとき
- ★住所・電話番号に変更があったとき
- ★耕作者が変更になるとき
- ★土地改良区の施設を使用するとき
 - 改良区が管理する施設(道路・水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。
- ★農地を農地以外(宅地、駐車場等)に変更するとき
 - 公共事業用地(道路・公園等)に売る・寄付する場合も手続きが必要です。
- ★田から畑に変更するとき

決済金の納付が必要です。

農地の権利設定(貸借契約)について

- 貸付け、借受けしている農地で、権利設定(農地の貸借契約)をされていない場合は所有者と耕作者でご相談のうえ、必要に応じて関係機関にて権利設定の手続きをしてください。
- 権利設定がされていない農地は所有者の自作地扱いとなり、賦課金がすべて所有者負担となります。
- 権利設定には契約期間が定められています。期間満了となりましたら更新等の手続きをお願いします。(ほとんどの場合で自動更新はされません。)

賦課金についてお知らせ

- ◆賦課金の口座引落が不能となった方、または賦課金の払込用紙を紛失された方については、払込用紙を発行する際に手数料を申し受けますので、ご了承ください。

理事長		事務局長		係	合議

愛西土地改良区	
受付第	号
年	月 日

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和 年 月 日

愛西土地改良区理事長様

現（准）組合員 住所 〒 _____

氏名 _____ (印)

新（准）組合員 住所 〒 _____

ふりがな _____

氏名 _____ (印)

生年月日 T・S・H・西暦 年 月 日

電話番号 _____

(日中連絡のつく電話番号 _____)

*は該当するものに○をしてください 性別 * 男・女 現（准）組合員との続柄 (売買以外) _____

1. (所有者・耕作者)* が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ) 対象となる土地

町名	字名	地番	地目	登記簿地積㎡	耕作者(※①)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法／権利*
			用途	(分耕地積)	登記名義人(所有者)	
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期（その他の場合は（ ）に原因を記入してください）

原因 * 相続 (相続登記済) 相続人代表者決定 (相続未登記) 共有名義 代表者決定 売買・贈与・その他 ()

時期 _____ 年 月 日

変更後の賦課金交替・分担開始時期 令和 年 4月 1日

次頁もご確認ください (1/2)

(口)資格

- ・(イ)の対象となる土地が全て貸付地である所有者(登記名義人、もしくは相続人代表者、共有名義代表者。以下同様)で、他に組合員資格を有する土地のない者は准組合員。他に組合員資格を有する土地のある者は組合員。
- ・(イ)の対象となる土地の内に自作地を有する所有者、または借入地があり使用及び収益をする者(耕作者)は組合員。

2. 組合員の通知または准組合員の加入申込をするにあたり、私は、自らまたは第三者を利用して次の行為(準ずる行為を含む)を行わないことについて確約します。

- ・この土地改良区の事業を妨げる行為。
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの土地改良区の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為。
- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。

3. (1.の(イ)対象となる土地の内に借入地のある組合員のみ)

私は、私が組合員の資格を有する借入地にかかる賦課金等について、当該土地の准組合員、または当該土地の所有権を有する組合員から、4の記載にある分担方法及び分担開始時期の申出がある場合は、その申出の通り賦課金等を分担することに同意します。

4. (1.の(イ)対象となる土地の内に貸付地のある組合員または准組合員のみ)

私は、私が所有権を有する貸付地にかかる賦課金等について、定款第36条(准組合員による申出)、または定款第39条(組合員間による申出)の規定により、毎年開催の総代会において議決された分担区分を以て、当該土地の所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員と分担することを申出します。分担開始時期は前頁に記載の通りとします。

記入例

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

愛西土地改良区理事長様

令和〇年〇月〇日

現(准)組合員住所 〒521-1147 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西 一郎 ①

新(准)組合員住所 〒521-1147 彦根市薩摩町337番地

ふりがな あいせいたろう

氏名 愛西 太郎 ②

生年月日 T(S)H:西暦 〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号 0749-43-2261

(日中連絡のつく電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

*は該当するものに○をしてください 性別 *男・女 現(准)組合員との続柄(売買以外) 子

1. (所有者) 耕作者*が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(口)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

町名	字名	地番	地目 用途 (分耕地積)	登記簿地積㎡	耕作者(※①)		(貸付地・借入地の場合のみ)
					登記名義人(所有者)	権利設定の方法/権利*	
薩摩	津雲	337-1	田	3,000	彦根 肇	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			()	()			貸借権・使用貸借()
薩摩	津雲	338-1	田	3,000	愛西 太郎	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			()	()			貸借権・使用貸借()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000	土地 次郎	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			(1,000)	()			貸借権・使用貸借()
薩摩	津雲	339の内	田	2,000	愛西 太郎	愛西 太郎	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			(1,000)	()			貸借権・使用貸借()
			()	()	()	()	機構・強化法・農地法3条・JA委託
			()	()	()	()	貸借権・使用貸借()

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は()に原因を記入してください)

原因 * 相続 (相続登記済)・相続人代表者決定・共有名義 (相続未登記) 代表者決定・売買・贈与・その他 ()

時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ⑦

変更後の賦課金交替・分担開始時期 令和 8 年 4 月 1 日 ⑧

次頁もご確認ください (1/2)

①現(准)組合員が亡くなっている場合、押印は不要です。

②登記名義人または耕作名義人が(准)組合員になります。登記名義人が亡くなり、相続登記をしておられない場合は、相続予定の方がご記入ください。共有名義の場合は代表者の方がご記入ください。

③該当するもの全てに○をしてください。

④()内は、1つの土地を複数人で耕作される場合にそれぞれの分耕地積をご記入ください。

⑤上段は耕作者、下段は変更後の登記名義人(所有者)をご記入ください。

⑥貸付・借入されている場合のみ、権利設定の方法(上段)と権利(下段)に○をしてください。

⑦変更される日(相続の場合はお亡くなりになった日)をご記入ください。

⑧新(准)組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入ください。

切り取り線

令和8年度賦課金の徴収金額（単価）と徴収月について

愛西土地改良区

令和8年3月17日開催の第69回通常総代会において、令和8年度の賦課金の額及び徴収の時期が次のとおり議決されましたので、期限までに納付していただきますようよろしくお願いいたします。

令和8年4月1日現在土地原簿登録の所有、耕作面積割

徴収時期	賦課金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額 1,000㎡あたり	賦課金の使途／備考
第1期 7月	経常費賦課金	110	耕作	2,000円	事務所の運営費及び人件費に充当 ※基本単価3,000円より暫定減額措置
	施設管理費賦課金	220	所有	500円	愛西全域を受益とする事業 (排水路・農道の管理、補修工事)
	愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有	1,000円	愛西揚水施設の大規模修理・更新にかかる事業費
	曾根沼揚排水更新事業費賦課金	240	所有	1,000円	曾根沼揚排水施設の大規模修理・更新にかかる事業費
第2期 9月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作	3,300円	愛西揚水区域にかかる電気代・人件費等に充当 ※基本単価3,500円より暫定減額措置
	曾根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作	4,000円	曾根沼揚・排水区域にかかる電気代・人件費等に充当
	曾根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作	400円	

賦課金の納期内完納にご協力ください。

- ☑ 賦課金徴収のご案内は徴収月に送付いたします。（年一括納付の方は9月に送付いたします。）
- ☑ 口座振替納付の方は、案内に記載の振替日前日までに口座の残高をご確認ください。
- ☑ 振込納付の方は払込用紙を送付いたしますので、案内に記載のとおりお振込みください。
- ☑ 休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。
- ☑ 賦課金の口座引落が不能となった方、または賦課金の払込用紙を紛失された方については、払込用紙を発行する際に手数料を申し受けますのでご了承ください。

お問い合わせ先



水と里ネット

愛西

愛西土地改良区

TEL : 0749-43-2261 (代)

FAX : 0749-43-2079

E-MAIL : aisei@midorinet-aisei.jp